

移住支援事業支援金

最大150万円支給

★東京23区内在住・通勤者対象

💰 支給額

最大 100万円

世帯での移住：100万円

単身での移住：60万円

子育て世帯加算あり

+ 50万円加算

※18歳未満の世帯員を同伴して世帯移住される場合に、一律加算が適用されます。

🚗 都心へ好アクセス

🏠 自然豊かな温泉街

💻 テレワーク移住歓迎

🔍 交付対象となる方の要件一覧

01

移住前の居住地・通勤実績

移住直前の10年間のうち通算5年以上（かつ直近1年は連続）、東京23区内に在住していた、または東京圏（神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県の条件不利地域を除く）に在住し東京23区内へ通勤していた方。

- 東京23区内への通勤実績は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。
- 東京圏の条件不利地域から23区内の大学等へ通学し、就職された方も通学期間を加算できます。

02

移住後の就業・テレワーク・関係人口条件（いずれか1点に該当）

移住後、湯河原町を生活の本拠地とし、以下のいずれかの就業・活動形態をとる必要があります。

- 【一般就業】県マッチングサイト掲載求人（湯河原町・真鶴町）へ新規就業し、週20時間以上かつ無期雇用であること。
- 【テレワーク】自己の意思で移住し、在宅で現在の業務を引き続き週20時間以上行うこと。
- 【関係人口】転入日時時点で45歳未満かつ区会(自治会)へ加入し、農林水産業、福祉、観光、医療、または空き家・空き店舗活用などで就業すること。

03

世帯での申請について

世帯向け（100万円）の申請をする場合、申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元および申請時点において同一世帯に属しており、いずれも移住後1年以内である必要があります。



申請期限に関する重要なお知らせ

支援金の申請は、湯河原町への転入後1年以内である必要があります。
かつ、各年度の「2月末日」が役場への提出期限となりますので、お早めにご相談ください。

条件・Q&Aのご案内

⚠ 居住地に関する重要な注意事項

【重要】神奈川県内にお住まいの方は対象外となります。
※他県（東京都・埼玉県・千葉県）から湯河原町への移住者が対象です。

📁 申請に必要な主な書類

- ① 本人確認書類（写真付き身分証明書等）の写し
- ② 戸籍の附票または移住前の住民票除票の写し（過去5年以上の在住歴証明用）
- ③ 移住支援金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意書（様式第2号）
- ④ 振込先口座が確認できる預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤ 各活動に応じた就業証明書（就業・テレワーク・関係人口の該当様式）

? よくあるご質問（Q&A）

Q. 18歳未満の子供を連れて家族で移住する場合、加算はどのようにになりますか？

2人以上の世帯移住（基本額100万円支給）に該当する方が、18歳未満の世帯員を同伴して移住する場合、基本額に一律50万円が加算されます。（加算は世帯につき50万円が上限となります）

Q. 移住後、いつまでに申請する必要がありますか？

湯河原町への転入日から「1年以内」に申請書類を提出する必要があります。期限を過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください。

Q. テレワーク申請の場合、会社からの命令による移住でも対象になりますか？

対象外となります。所属会社からの命令（転勤や出向等）ではなく、「自己の意思」により湯河原町を生活の本拠と決めて移住し、在宅で業務を継続する場合に限られます。

🔔 必ずご確認ください！返還規定（罰則について）

支援金の交付を受けた後、以下の条件に該当した場合は、原則として支援金の返還義務が発生します。十分にご注意ください。

- ・申請日から【3年未満】に湯河原町から転出した場合 ➡ 【全額返還】
- ・就業要件で申請し、【1年以内】に対象の職を辞めた場合 ➡ 【全額返還】
- ・申請日から【3年以上5年以内】に湯河原町から転出した場合 ➡ 【半額返還】

📞 お問い合わせ・移住相談窓口

湯河原町役場 地域政策課
企画係 移住促進担当

TEL: 0465-63-2111（内線 232）
担当携帯: 090-1085-0200
Email: kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp